硫黄酸化物

施設名	法規制値	測定値		測定年月日	
//Bex 43	K値	算出K値	排出量(Nm³/h)	//////////////////////////////////////	
溶鉱炉	17.5	0.040	0.246	2025/9/9	
錬ピ炉	17.5	0.040	0.246	2025/9/9	
#1粗鉛ケットル炉	17.5	0.068	0.041	2025/5/14	
精鉛ケットル炉	17.5	0.11	0.066	2025/9/8	
種板ケットル炉	17.5	0.375	0.081	2025/6/10	
No2粗鉛ケットル炉	17.5	0.11	0.066	2025/9/8	
No3粗鉛ケットル炉	17.5	0.11	0.066	2025/9/8	
副産1号炉	17.5	0.002	<0.007	2025/6/17	
副産2号炉	17.5	0.001	<0.005	2025/6/18	
副産3号炉	17.5	0.10	0.023	2025/9/9	
粗銀精製炉	17.5	0.022	<0.005	2025/7/15	
揮発炉	17.5	0.022	<0.005	2025/7/15	
合金3号炉	17.5	0.375	0.081	2025/6/10	
合金5号炉	17.5	0.032 0.007		2025/5/13	

備考

- 1. 法規制値は、大気汚染防止法第3条第2項第1号の政令で定める地域 ごとに別表第1の下欄(右欄)に掲げる値
- 2. 硫黄酸化物排出量は、次に掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の排出量

日本工業規格(以下、単に「規格」という) K 0 1 0 3 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格 Z 8 8 0 8 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

窒素酸化物

施設名	法規制値	協定値	測定値	測定年月日	
левх 13	cm ³ / Nm ³ cm ³ / Nm ³		cm ³ / Nm ³	//J/C/JH	
溶鉱炉	100	100	<6.4	2025/9/9	
錬ピ炉	100	100	<6.4	2025/9/9	
#1粗鉛ケットル炉	200	200	78	2025/5/14	
精鉛ケットル炉	200	200	44	2025/9/8	
種板ケットル炉	200	200	76	2025/6/10	
No2粗鉛ケットル炉	200	200	44	2025/9/8	
No3粗鉛ケットル炉	200	200	44	2025/9/8	
副産1号炉	200	200	51	2025/6/17	
副産2号炉	200	200	45	2025/6/18	
副産3号炉	200	200	95	2025/9/9	
粗銀精製炉	200	200	60	2025/7/15	
揮発炉	200	200	60	2025/7/15	
合金3号炉	180	180	76	2025/6/10	
合金5号炉	180	180	52	2025/5/13	

- 1. 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- 2. 窒素酸化物濃度は、0 $^{\circ}$ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m 3 当 りのものとする
- 3. 窒素酸化物濃度については、酸素濃度による補正を行った値とする

排ガス・ばいじん

施設名	法規制値	協定値	測定値	測定年月日	
	g / Nm³	g / Nm³	g / Nm³		
溶鉱炉	0.15	0.1	<0.01	2025/9/9	
錬ピ炉	0.15	0.1	< 0.01	2025/9/9	
#1粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	< 0.01	2025/5/14	
精鉛ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/9/8	
種板ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/6/10	
No 2 粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/9/8	
No3粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/9/8	
副産1号炉	0.2	0.15	<0.01	2025/6/17	
副産2号炉	0.2	0.2	<0.01	2025/6/18	
副産3号炉	0.3	0.2	<0.01	2025/9/9	
粗銀精製炉	0.2	0.2	<0.01	2025/7/15	
揮発炉	0.3	0.3	<0.01	2025/7/15	
合金3号炉	0.2	0.2	<0.01	2026/6/10	
合金5号炉	0.2	0.2	<0.01	2025/5/13	

- 1. ばいじん量の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- 2. ばいじん量は、0 $^{\circ}$ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 $^{\circ}$ 3 当りのものとする

排ガス・有害物質Cd

施設名	法規制値	協定値	測定値	測定年月日	
//DIA M	mg / Nm³	mg / Nm³	mg / Nm³		
溶鉱炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/9	
錬ピ炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/9	
#1粗鉛ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/5/14	
精鉛ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/8	
種板ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/6/10	
No 2 粗鉛ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/8	
No3粗鉛ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/8	
副産1号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/6/17	
副産2号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/6/18	
副産3号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/9	
粗銀精製炉	1.0	0.7	<0.002	2025/7/15	
揮発炉	1.0	0.7	<0.002	2025/7/15	
合金3号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/6/10	
合金5号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/5/13	

- 1. 有害物質量の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法 又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- 2. 有害物質量は、0 C 1 気圧の状態に換算した排出ガス1 m 3 当りのものとする

排ガス・有害物質 P b

施設名	法規制値	協定値	測定値	測定年月日	
川田市又-1口	mg / Nm³	mg / Nm³	mg / Nm³	別に十万口	
溶鉱炉	30	20	0.022	2025/9/9	
錬ピ炉	30	20	0.022	2025/9/9	
#1粗鉛ケットル炉	10	7	0.023	2025/5/14	
精鉛ケットル炉	10	7	0.025	2025/9/8	
種板ケットル炉	10	7	0.004	2025/6/10	
No 2 粗鉛ケットル炉	10	7	0.025	2025/9/8	
No3粗鉛ケットル炉	10	7	0.025	2025/9/8	
副産1号炉	10	7	0.045	2025/6/17	
副産2号炉	10	7	0.056	2025/6/18	
副産3号炉	10	7	0.030	2025/9/9	
粗銀精製炉	10	7	0.007	2025/7/15	
揮発炉	10	7	0.007	2025/7/15	
合金3号炉	10	7	0.004	2025/6/10	
合金5号炉	10	7	0.009	2025/5/13	

- 1. 有害物質量の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める 方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による

排水

項目	法規制値	協定値		測定年月日		
첫다 -	(五)水(b) [E	加た恒	坑廃水処理場	藤沢捨石鉱さい集積場	//////////////////////////////////////	
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	7.4	7.2	2025/9/2	
カドミウム及び	0.1	0.03	<0.003	<0.003	2025/0/2	
その化合物 (mg/l)	0.1	0.03	<0.003	<0.003	2025/9/2	
鉛及びその化合物	0.1	0.07	<0.01	<0.01	2025/0/2	
(mg/l)	0.1	0.07	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	\0.01	2025/9/2	
フッ素及びその化合物	8	8	1.7	1.5	2025/9/2	
(mg/l)	0	0	1.7	1.5	2023/9/2	
亜鉛含有量	2	2	0.01	0.36	2025/9/2	
(mg/l)	_	_	0.01	0.50	2023/9/2	

備考

1. 測定方法は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に定める方法とする

騒音・振動・臭気

項目	協定値				測定値		測定年月日	
					朝	41.	7	
騒音	昼間	朝	· <i>9</i>	夜間	昼	46.	2	25/7/15~16
					タ	38.	1	
	5 5 dB(A)以下	5 0 dB	(A)以下	4 5 dB(A)以下				
		(法規制区域外)			夜間	33.	. 6	
	昼間			夜間	昼	24.	6	
振動	6 0 dB以	下	5	5 dB以下				2024/10/15
		(法規制	区域外)		夜	28.	1	
臭気	規制個所 敷地境界				< 1 0		2025/0/4	
協定値 臭気指			臭気指数15			< 1 0		2025/8/4
		(法規制	区域外)					

備考

騒音

- 1. 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び宮城県公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。
- 2. 昼間とは、午前 8 時から午後 7 時まで 朝・夕は、午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで 夜間とは、午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。

振動

- 1. 想定方法は、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び宮城県公害防止条例(昭和46年宮城県条例第1 2号)に定める方法とする。
- 2. 昼間とは、午前8時から午後7時まで 夜間とは、午後7時から翌日の午前8時までとする。

臭気

1. 測定方法は、三点比較式臭袋法(平成7年9月13日環境省告示第63号)に定める方法とする。